

三沢市医療的ケア児在宅レスパイト事業実施要綱

(令和4年3月22日制定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅の医療的ケア児及びその看護や介護を行う家族の負担を軽減するため、三沢市障害者地域生活支援事業等に関する規則（平成18年三沢市規則第51号）第3条第3項に規定する医療的ケア児等総合支援事業として実施する三沢市医療的ケア児在宅レスパイト事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「医療的ケア」及び「医療的ケア児」とは、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第1項及び第2項の定めるところによる。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、三沢市とする。

2 市長は、医療的ケアの提供にあたり、健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者に訪問看護業務を委託することができる。

(対象者)

第4条 この事業を利用できる者は、三沢市内に住所を有するものであって、次に掲げる要件のすべてに該当する医療的ケア児の家族とする。

- (1) 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者
- (2) 同居の保護者又はその他の家族等により介護を受けて生活している者
- (3) 医師の訪問看護指示書（保険医療機関及び保険医療療養担当規則第19条の4第1項の規定に基づく訪問看護指示書）により在宅で医療的ケアを受けている者

(事業内容)

第5条 この事業は、委託を受けた指定訪問看護事業者（以下「事業者」という。）が訪問看護療養費の適用を超える自宅利用や訪問看護療養費の適用外となる自宅外での訪問看護サービス（以下「サービス」という。）を提供するものとする。ただし、指定訪問看護事業者がサービスを提供できないと判断した場合はこの限りでない。

(利用時間)

第6条 利用時間は、医療的ケア児1人につき1年度あたり48時間を限度とする。

2 1年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(費用の負担)

第7条 利用者がこの事業を利用するにあたっては、費用の一部を負担するものとし、その負担割合は別表1のとおりとする。

(利用登録の申請)

第8条 事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、三沢市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録(変更)申請書(様式第1号)(以下「利用登録(変更)申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 第4条第3号に規定する医師の訪問看護指示書の写し

(2) 訪問看護事業者との契約書の写し又は利用していることが分かる書類

(利用登録の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、利用登録の可否を決定し、三沢市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録決定(却下)通知書(様式第2号)(以下「決定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

2 利用登録の期間は、利用登録の決定を行った日から18歳に達する日以降の最初の3月31日までとする。

(変更等の届出)

第10条 前条の規定による利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、第8条の規定により申請した内容を変更しようとするときは、利用登録(変更)申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請を受けた場合の手続きについては、前条の規定を準用する。

(利用の方法)

第11条 利用者がこの事業を利用するときは、利用者が直接事業者に依頼するものとし、決定通知書を事業者に提示し、事業者と三沢市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用契約を締結しなければならない。

2 前条により、利用の決定内容の変更について決定を受けた場合も同様とする。

(利用登録決定の取消)

第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該利用者の利用登録の決定を取り消すことができる。

(1) 第4条に規定する事業の対象となる者の要件を欠いたとき。

(2) 偽りその他不正な手段により利用登録決定を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、利用登録決定を取り消す必要があるとき。

2 市長は、前項の規定により利用登録の決定を取り消したときは、三沢市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録取消決定通知書（様式第3号）により利用者に通知するものとする。

（委託料）

第13条 市が事業者を支払う委託料は、別表第2に基づき算定したサービス提供費用の金額から第7条に規定する利用者負担額を差し引いた金額とする。

2 事業者は、毎月15日までに前月分の事業の実施に係るサービス提供実績報告書を添えて当該実績に対する委託料を三沢市医療的ケア児在宅レスパイト事業請求書（様式第4号）により請求するものとする。

3 市長は、請求を受けた日から30日以内に内容を確認のうえ、委託料を支払うものとする。

（委託料の返還）

第14条 市長は、事業者が虚偽その他の不正な手段により前条に規定する委託料の支払いを受けた場合は、事業者に対して事業の委託料の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（記録帳簿等）

第15条 事業者は、提供したサービスの内容を明らかにできる書類のほか、事業の経理に関する必要な書類を整備し、サービスを提供した日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1（第 7 条関係）

区分	利用者の属する世帯	利用者負担額 (30分あたり)
一般	当該年度（4月から6月までの間の利用については前年度）の市町村民税の所得割の額を合算した額が28万円未満である世帯	1割
一般2	上欄に掲げる世帯以外の世帯	1割
低所得	当該年度（4月から6月までの間の利用については前年度）の市町村民税が非課税である世帯	0円
生活保護	生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活扶助を受けている世帯	0円

備考 この表における世帯及び市町村民税の所得割の額の範囲は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条に準ずる。

別表第 2（第 1 3 条関係）

訪問看護サービス提供費用	
単位（30分あたり）	4,000円

備考 30分未満のサービス提供時間は、30分に切り上げるものとする。

様式第1号（第8条、第10条関係）

（あて先）三沢市長

申請日： 年 月 日

三沢市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録（変更）申請書

三沢市医療的ケア児在宅レスパイト事業実施要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり利用登録を申請いたします。

また、三沢市が訪問看護事業者から事業に必要な利用者の情報を得ることについて同意します。

記

申請者 (保護者)	フリガナ		連絡先（電話番号）	
	氏名			
	住所	〒		
フリガナ		生年月日	年 月 日生	
利用登録する医療的 ケア児の氏名			(歳)	
		申請者との続柄		
現在利用している 訪問看護事業所の名称				
医療的ケアの状況	経管栄養 口腔・鼻腔内吸引 酸素療法 人工呼吸器 導尿 気管切開部（気管カニューレ）からの吸引 糖尿病のインスリン注射 その他（ ）			
添付書類	1 医師の訪問看護指示書の写し 2 訪問看護事業者との契約書の写し又は利用していることが分かる書類			

変更する場合のみ記載してください。

変更事由	
------	--

番 号
年 月 日

様

三沢市長

三沢市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあったことについて、次のとおり
決定（却下）したので、三沢市医療的ケア児在宅レスパイト事業実施要綱
第9条の規定により通知します。

1 決定内容

利用登録	決定 ・ 却下
	(却下の場合の理由)

2 利用登録内容

申請者氏名 (保護者)	
利用登録する 医療的ケア児の氏名	
利用登録期間	年 月 日から利用登録した医療的ケア児が1 8歳に達する日以降の最初の3月31日まで
利用時間	1年度48時間を上限とする。 (1年度：4月1日から翌年3月31までの間)
利用する訪問 看護事業所名	

備考

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、三沢市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に三沢市を被告として（訴訟において三沢市を代表する者は三沢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号（第12条関係）

番 号
年 月 日

様

三沢市長

三沢市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録取消決定通知書

三沢市医療的ケア児在宅レスパイト事業の利用登録について下記の理由により取り消したので、三沢市医療的ケア児在宅レスパイト事業実施要綱第12条第2項の規定により通知します。

利用登録内容

申請者氏名 (保護者)	
利用登録する 医療的ケア児の氏名	
利用登録取消日	年 月 日
取消理由	

備考

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、三沢市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に三沢市を被告として（訴訟において三沢市を代表する者は三沢市長となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第13条関係）

年 月 日

（あて先）三沢市長

所在地

名 称

代表者

印

三沢市医療的ケア児在宅レスパイト事業（ 年 月分）請求書

三沢市医療的ケア児在宅レスパイト事業実施要綱第13条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

積算内訳

No.	利用者 （保護者）氏名	利用 算定時間	算定時間 ×単価 （a）	利用者負 担額 （b）	請求額 （a - b）
1		:			
2		:			
3		:			

・添付書類

三沢市医療的ケア児在宅レスパイト事業サービス提供実績報告書

